2015年6月30日 第142期

「国務院の税収等の優遇政策の関連事項についての通知」 優遇政策禁止の緩和がなされる

中国トランザクションバンキング部

国務院は、2015年5月10日付で「国務院の税収等の優遇政策の関連事項についての通知」(国発[2015] 25号、以下略称「25号通知」)を公布しました。

地方政府による税収等の優遇政策¹については、2014年11月27日付「国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化することについての通知」(国発[2014]62号、以下略称「62号通知」)および財政部の同年12月22日付「国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化する方針を貫徹して実施することについての若干事項の通知」(財預[2014]415号)により廃止や執行停止が求められていましたが、今般の「25号通知」の公布により、執行停止等の措置が緩和されることとなりました。

1. 地方優遇政策を取り巻く直近の動き

地方政府は、投資誘致のために各地で様々な優遇政策を実施していますが、一部の税収等の優遇政策は、市場秩序を乱し国家のマクロコントロール政策に影響を及ぼし国際貿易摩擦を引き起こすとして、2014年末に国務院よりそれら優遇政策を禁止するという通達が出ていました(「62 号通知」)。

しかし、2015年第1四半期のGDP実質伸び率が前年同期比+7.0%に鈍化、2009年第1四半期以降23四半期ぶりの低水準となる等中国の景気減速が鮮明になる中、「62号通知」は企業の困惑を招き、投資意欲の減退などを招いているとの判断から、「25号通知」を公布、既に契約した優遇政策は引続き有効であるとされました。

【図表1:各通知の内容】

国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化することについての通知」(国発[2014]62 号)

✓ 各地・各部門の税・行政費用徴収・財政支出の面での優遇政策(地方による税優遇政策の制定、行政費用の減免・猶予、税・行政費用収入に結びついた財政支出)等を禁止

国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化する方針を貫徹して実施することについての若干事項の通知」(財預[2014]415号)

✓ 「62 号通知」に続いて財政部が公布した、地方政府独自の優遇政策(行政事業性費用や社会保険の徴収減免といった優遇策)を2014/12/1から一律で禁じるとした通知

国務院の税収等の優遇政策の関連事項についての通知」(国発[2015]25 号)

✓ 「62 号通知」により地方と国務院各部門の企業・投資者に対する税の優遇や財政補助が禁止されていたが、その内容が緩和された

¹ ここでいう税制等の優遇政策とは、「地方政府および関連部門が特定企業やその投資者(管理者)等に対し、税収や非税等収入、財政支出等で実施する優遇政策」を指します。(「415号通知」より)



2015年6月30日第142期

2. 「25 号通知」の内容

「25号通知」では、具体的に以下措置が行われることになりました。既存の優遇政策については引き続き執行するよう促し、今後新たに制定される税収関連等の優遇政策については国務院の批准を得る必要があると規定されました。

【図表 2: 「25 号通知」の内容】

優遇政策の種類	緩和内容
国家が統一的に制定した	✓ 従前通り実施
税収等の優遇政策	
タ 地区 が明の既ちの	✔ 期限がある場合: 規定期限に基づき執行
各地区・部門の既存の	✔ 期限が無い場合: 地方政府と関連部門は移行期を設定、移行期間内は
優遇政策	執行を継続
各地が企業と既に	✓ 引続き有効
契約した優遇政策	✓ 過去に享受した優遇政策には遡及しない
	✔ 税収関連・中央が批准設置する非税収入: 国務院の批准後、執行する
各地区・部門が今後	✓ その他資金補助: 地方政府と関連部門の承認後に執行されるが、このう
制定する新しい優遇政策	ち支出の手配は企業が納付する税収或いは非税収入と結びつけてはなら
	ない

3. 今後の影響

企業が進出する際のサイト選定として、地方の優遇政策は決め手の一つであり、各地では投資誘致のために様々な優遇政策が設けられてきました。2014年末の「62号通知」により優遇政策が禁止されたことで、優遇政策を享受していた日系企業にも影響が大きいと思われていましたが、今般の「25号通知」でひとまず既存の優遇政策を受け続けられることが明記されました。

しかし、元々地方が自主的に制定する優遇政策はそもそも法的根拠が無く不透明と言われていましたし、 新たな優遇政策を行うには国務院の批准も必要となりましたので、今後の動向には注意が必要です。

以上



2015年6月30日第142期

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文

国务院关于清理规范税收等优惠政策的通知 国发〔2014〕62 号

各省、自治区、直辖市人民政府,国务院各部委、各直属机构:

根据党的十八届三中全会精神和《国务院关于深化预算管理制度改革的决定》(国发〔2014〕45号》要求,为严肃财经纪律,加快建设统一开放、竞争有序的市场体系,现就清理规范税收等优惠政策有关问题通知如下:

一、充分认识清理规范税收等优惠政策的重 大意义

近年来,为推动区域经济发展,一些地区和部门对特定企业及其投资者(或管理者)等,在税收、非税等收入和财政支出等方面实施了优惠政策(以下统称税收等优惠政策),一定程度上促进了投资增长和产业集聚。但是,一些税收等优惠政策扰乱了市场秩序,影响国家宏观调控政策效果,甚至可能违反我国对外承诺,引发国际贸易摩擦。

全面规范税收等优惠政策,有利于维护公平的市场竞争环境,促进形成全国统一的市场体系,发挥市场在资源配置中的决定性作用;有利于落实国家宏观经济政策,打破地方保护和行业垄断,推动经济转型升级;有利于严肃财经纪律,预防和惩治腐败,维护正常的收入分配秩序;有利于深化财税体制改革,推进依法行政,科学理财,建立全面规范、公开透明的预算制度。

二、总体要求

(一) 指导思想。

日本語参考訳

国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化することにつ いての通知 国発[2014]62 号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委、各直属機 權·

党第18期三中全会の精神および『国務院の予算管理制度 改革を深化させることについての決定』(国発〔2014〕45 号』)の要求に基づき、金融・財政規律を厳格にし、統一開 放され、競争秩序ある市場体系の建設を加速するため、こ こに税収等の優遇政策を整理・ルール化することに関連す る問題について、以下の通り通知する。

一、税収等の優遇政策の整理・ルール化の重大な意義の 十分な認識

近年、区域経済の発展を推進するため、一部地区および一部部門は、特定の企業およびその投資者(あるいは管理者)などに対して、税収・非税等の収入および財政支出等の面において、優遇政策(以下総称「税収等の優遇政策」)を実施し、ある程度の投資増大や産業集積を促進した。しかしながら、一部の税収等の優遇政策は市場秩序を乱し、国家のマクロコントロール政策の効果に影響を及ぼし、さらには中国の対外承諾に違反し、国際貿易の摩擦を引き起こす可能性さえある。

税収等の優遇政策を全面的にルール化することは、公平な市場の競争環境を維持し、全国統一の市場体系の形成を促進し、市場が資源配置の決定的役割を果たすことに有効である。国家のマクロ経済政策を実施し、地方保護や産業独占を打破し、経済モデルの転換およびグレードアップを推進することに有効である。金融・財政規律を厳格にし、腐敗を予防・処罰し、正常な収入の分配秩序を保護することに有効である。財税体制改革を深化させ、法に則った行政行為、科学的な財務管理を推進し、全面的にルール化され、オープン且つ透明な予算制度を確立することに有効である。

二、全体要求

(一)指導方針



2015年6月30日第142期

以邓小平理论、"三个代表"重要思想、科学 发展观为指导,全面贯彻党的十八大和十八 届三中、四中全会精神,落实党中央、国务 院决策部署,以加快建设统一开放、竞争有 序的市场体系,促进社会主义市场经济健康 发展为目标,通过清理规范税收等优惠政策, 反对地方保护和不正当竞争,着力清除影响 商品和要素自由流动的市场壁垒,推动完善 社会主义市场经济体制,使市场在资源配置 中起决定性作用,促进经济转型升级。

(二) 主要原则。

1.上下联动,全面规范。各有关部门要按照 法律法规和国务院统一要求,清理规范本部 门出台的税收等优惠政策,各地区要同步开 展清理规范工作。凡违法违规或影响公平竞 争的政策都要纳入清理规范的范围,既要规 范税收、非税等收入优惠政策,又要规范与 企业缴纳税收或非税收入挂钩的财政支出优 惠政策。

2.统筹规划,稳步推进。既要立足当前,分清主次,坚决取消违反法律法规的优惠政策,做到符合世界贸易组织规则和我国对外承诺,逐步规范其他优惠政策;又要着眼长远,以开展清理规范工作为契机,建立健全长效管理机制。

3.公开信息,接受监督。要按照政府信息公 开的要求,全面推进税收等优惠政策相关信 息公开,增强透明度,提高公信力;建立举 报制度,动员各方力量,加强监督制衡。

三、切实规范各类税收等优惠政策

(一) 统一税收政策制定权限。坚持税收法 定原则,除依据专门税收法律法规和《中华 鄧小平理論、"三つの代表"の重要思想、科学的発展観を 指導として、党の第 18 回大会と第 18 期三中、四中全会の 精神を全面的に貫徹し、党中央、国務院の方針・調整を実施し、統一開放され、競争秩序ある市場体系構築の加速、 および社会主義市場経済の健全な発展の促進を目標とし、 税収等の優遇政策を整理・ルール化することを通じて、地 方の保護と不正競争に反対し、商品と要素の自由移動に影響を与えている市場障壁の除去に注力し、社会主義市場 経済体制の改善を推進し、市場に資源配置の決定的役割 を果たさせ、経済モデルの転換およびグレードアップを促 進する。

(二)主要原則

1.上下連動、全面的なルール化。各関連部門は法律法規と 国務院の統一要求に基づき、本部門が公布した税収等の 優遇政策を整理・ルール化し、各地区も歩調を合わせ、整理・ルール化業務を展開しなければならない。その際、法規 違反あるいは公平な競争に影響を与える政策はすべて整理・ルール化する範囲に組み入れ、税収、非税等の収入に 関する優遇政策のルール化だけでなく、かつ企業が納めた 税収あるいは非税収入と関連する財政支出による優遇政策 もルール化しなければならない。

2.総合的な計画、着実な推進。現在の状況に立脚し、主要なものと副次的なものをはっきりと分け、法律・法規に違反している優遇政策を断固として廃止し、WTOの規則および中国の対外承諾と合致させ、徐々にその他の優遇政策もルール化していかなければならない。長期的な視点を持ち、整理・ルール化業務の展開を契機とし、健全で長期的に有効な管理体制を確立しなければならない。

3.情報公開、監督の受け入れ。政府の情報公開要求に基づいて、税収等の優遇政策に関連する情報公開を全面的に推進し、透明度を強め、信頼性を高めなければならない。通報制度を構築し、各方面の力を動員し、監督・相互牽制を強化しなければならない。

三、各種税収等の優遇政策の着実なルール化

(一)税収政策制定権限の統一。税収の法定原則を堅持 し、専門的な税収法律法規および『中華人民共和国民族区



2015年6月30日第142期

人民共和国民族区域自治法》规定的税政管理权限外,各地区一律不得自行制定税收优惠政策;未经国务院批准,各部门起草其他法律、法规、规章、发展规划和区域政策都不得规定具体税收优惠政策。

(二)规范非税等收入管理。严格执行现有 行政事业性收费、政府性基金、社会保险管 理制度。严禁对企业违规减免或缓征行政事 业性收费和政府性基金、以优惠价格或零地 价出让土地;严禁低价转让国有资产、国有 企业股权以及矿产等国有资源;严禁违反法 律法规和国务院规定减免或缓征企业应当承 担的社会保险缴费,未经国务院批准不得允 许企业低于统一规定费率缴费。

(三)严格财政支出管理。未经国务院批准,各地区、各部门不得对企业规定财政优惠政策。对违法违规制定与企业及其投资者(或管理者)缴纳税收或非税收入挂钩的财政支出优惠政策,包括先征后返、列收列支、财政奖励或补贴,以代缴或给予补贴等形式减免土地出让收入等,坚决予以取消。其他优惠政策,如代企业承担社会保险缴费等经营成本、给予电价水价优惠、通过财政奖励或补贴等形式吸引其他地区企业落户本地或在本地缴纳税费,对部分区域实施的地方级财政收入全留或增量返还等,要逐步加以规范。

四、全面清理已有的各类税收等优惠政策 各地区、各有关部门要开展一次专项清理, 认真排查本地区、本部门制定出台的税收等 优惠政策,特别要对与企业签订的合同、协 议、备忘录、会议或会谈纪要以及"一事一议" 形式的请示、报告和批复等进行全面梳理, 摸清底数,确保没有遗漏。 域自治法』が規定する税政管理権限に基づくこと以外、各地区は一律に自ら税収優遇政策を制定してはならない。国務院の批准を経ずに、各部門がその他法律、法規、規則、発展計画および区域政策を起草する場合は、いずれも具体的な税収優遇政策を規定してはならない。

(二)非税等の収入管理のルール化。現在の行政事業性の料金徴収、政府系基金、社会保険管理制度を厳格に執行する。企業に対する行政事業性の料金や政府系基金の徴収を違法に減免あるいは猶予すること、および、優遇価格あるいは地価 0 円での土地譲渡を厳禁とする。安価での国有資産、国有企業持分および鉱物等の国有資源の譲渡を厳禁とする。企業が引き受けるべき社会保険料の納付を法律法規および国務院規定に違反して減免あるいは猶予することを厳禁とし、国務院の批准を経ずに企業の統一規定比率より低い比率での保険料納付を許可してはならない。

(三)財政支出管理の厳格化。国務院の批准を経ずに、各地区、各部門が企業に対する財政優遇政策を規定してはならない。法規違反して、企業およびその投資者(あるいは管理者)が納める税収あるいは非税収入に関連する財政支出優遇政策を制定することについては、先に徴収後に還付、収入と支出のリスト化、財政奨励あるいは補助、代理納入あるいは補助等の形式により土地譲渡収入等を減免することを含め、断固として廃止すること。その他優遇政策、たとえば企業に代わって社会保険料を納付する等の経営コスト負担や電気料金や水道料金を優遇すること、財政奨励あるいは補助等の形式を通じてその他地区の企業を誘致し、当地に拠点を設置させることあるいは当地で納税させること、一部区域が実施する地方級財政収入に対して全てを留保することあるいは増額して返還すること等は、徐々にルール化しなければならない。

各地区、各関連部門は一括して特定項目の整理を展開し、 当該地区、当該部門が制定して打ち出した税収等の優遇 政策を丁寧に調査し、特に企業と締結し署名した契約、合 意、備忘録、会議あるいは会談の概要および"一事一議"形 式の伺い、報告および回答等に対して全面的な整理を実

施し、詳細まで明確化し、遺漏のないことを確実に保証しな

四、既存の各種税収等の優遇政策の全面整理



2015年6月30日第142期

通过专项清理,违反国家法律法规的优惠政策一律停止执行,并发布文件予以废止;没有法律法规障碍,确需保留的优惠政策,由省级人民政府或有关部门报财政部审核汇总后专题请示国务院。

各省级人民政府和有关部门应于 2015 年 3 月 底前,向财政部报送本省(区、市)和本部 门对税收等优惠政策的专项清理情况,由财 政部汇总报国务院。

五、建立健全长效机制

(一)建立评估和退出机制。对法律法规规定的税收优惠政策和经国务院批准实施的非税收入及财政支出优惠政策,财政部要牵头定期评估。没有法律法规障碍且具有推广价值的政策,要尽快在全国范围内实施;有明确执行时限的政策,原则上一律到期停止执行;未明确执行时限的政策,要设定政策实施时限。对不符合经济发展需要、效果不明显的政策,财政部要牵头会同有关部门提出调整或取消的意见,报国务院审定。

- (二)健全考评监督机制。明确地方各级人 民政府主要负责人为本地区税收等优惠政策 管理的第一责任人,将税收等优惠政策管理 情况作为领导班子和领导干部综合考核评价 体系的重要内容,作为提拔任用、管理监督 的重要依据。
- (三)建立信息公开和举报制度。建立目录清单制度,除涉及国家秘密和安全的事项外,税收等优惠政策的制定、调整或取消等信息,要形成目录清单,并以适当形式及时、完整地向社会公开。建立举报制度,鼓励和引导各方力量对违法违规制定实施税收等优惠政策行为进行监督。

ければならない。

特定項目の整理を通じて、国家の法律法規に違反する優 遇政策は一律に執行を停止し、あわせて公布文書は廃止 する。法律法規上の障害がなく、確実に残す必要がある優 遇政策は、省級人民政府あるいは関連部門が財政部に報 告し、審査をとりまとめた後、特定の問題について国務院に 伺いを立てること。

各省級人民政府と関連部門は2015年3月末までに財政部に本省(区、市)および本部門の税収等の優遇政策についての特定項目の整理状況を報告し、財政部が集計して、国務院に報告しなければならない。

五、健全で長期的に有効な体制の確立

- (一)評価と廃止体制の確立。法律法規が規定する税収の 優遇政策および国務院の批准を経て実施する非税収入お よび財政支出の優遇政策については、財政部が率先して 定期的に評価すること。法律法規の障害がなく、かつ普及 させる価値のある政策は、迅速に全国で実施すること。明確 に執行期限がある政策は、原則一律に期限到来時に執行 を停止すること。また、執行期限がまだ不明確である政策 は、政策実施期限を設定すること。経済発展の需要に合致 しない、効果が明らかでない政策については財政部が率先 して関連部門と調整あるいは取消意見を提出し、国務院に 報告して審査決定されなければならない。
- (二)審査監督体制の健全化。地方各級人民政府の主要な責任者が本地区における税収等の優遇政策管理の第一責任者であることを明確にし、税収等の優遇政策管理状況を指導グループおよび指導幹部の総合的な審査評価体系の重要な内容とし、任用や管理監督の重要な根拠とする。
- (三)情報公開および通報制度の構築。目録制度を構築 し、国家機密と安全に関わる事項を除き、税収等の優遇政 策の制定、調整あるいは取消等の情報について、目録を形 成し、あわせて適切な形式で遅滞無く、改善された状態で 社会へ公開すること。通報制度を構築し、各方面の力によ る法規に違反した税収等の優遇政策制定・実施行為に対 する監督を奨励、指導する。



2015年6月30日第142期

(四)强化责任追究机制。建立定期检查和问责制度,监察部、财政部、审计署、税务总局等部门要按照职责分工,及时查处并纠正各类违法违规制定税收等优惠政策行为。自本通知印发之日起,对违反规定出台或继续实施税收等优惠政策的地区和部门,要依法依规追究政府和部门主要负责人和政策制定部门、政策执行部门主要负责人的责任,并给予相应纪律处分;中央财政按照税收等优惠额度的一定比例扣减对该地区的税收返还或转移支付。

六、健全保障措施

- (一)加强组织领导。建立由财政部牵头的清理税收等优惠政策部际联席会议制度,具体负责政策指导和统筹协调,加强监督检查和跟踪落实,研究解决重大问题,重大事项及时报告国务院。省、市、县级人民政府要建立由财政部门牵头、相关部门配合的清理税收等优惠政策工作机制,组织实施本地区的清理规范工作。
- (二)完善相关政策。在扎实开展清理规范 工作的同时,各地区、各部门要按照党中央、 国务院的统一部署,认真落实国家统一制定 的税收等优惠政策,大力培育新兴产业,积 极支持小微企业加快发展,进一步完善社会 保险、社会救助和社会福利制度,加大对城 乡低收入群体的保障力度,努力促进就业和 基本公共服务均等化。
- (三)加强舆论引导。各地区、各部门和有 关新闻单位要通过政府或部门网站、广播电 视、平面媒体等渠道,加强政策宣传解读, 及时发布信息,统一思想、凝聚共识,营造 良好的舆论氛围。

规范税收等优惠政策工作事关全局,政策性强,涉及面广。各地区、各部门要高度重视,牢固树立大局意识,加强领导、周密部署、及时督查,切实将规范税收等优惠政策工作

(四)責任追及体制の強化。定期検査と問責制度を構築し、 監察部、財政部、審計署、税務総局等の部門は職責に基づいて分業し、遅滞無く各種法規に違反しての税収等の優 遇政策制定行為を調査・是正すること。本通知の公布日から、税収等の優遇政策を規定に違反して公布した、あるい は継続実施した地区と部門については、法規に則り政府と 部門の主要責任者、政策制定部門、政策執行部門の主要 責任者の責任を追及し、あわせて相応の規律処分を与える こと。中央財政は税収等の優遇限度額の一定比率に基づ き当該地区の税収に対する還付分あるいは移転支払い分 を控除すること。

六、保障措置の健全化

- (一)指導組織の強化。財政部が率先する税収等の優遇政策を整理する部局連合会議制度を構築し、具体的に政策指導と総合的な調整に責任を負い、監督検査と政策実施の追跡を強化し、重大な問題について研究・解決を図り、重大事項は遅滞無く国務院に報告すること。省、市、県級人民政府は、財政部門が率先し、関連部門が協力して税収等の優遇政策を整理する業務体制を構築し、当該地区での優遇政策の整理・ルール化を構築・実施すること。
- (二)関連政策の改善。整理・ルール化業務を着実に展開すると同時に、各地区、各部門は党中央、国務院の統一的な調整に基づき、国家が統一して制定した税収等の優遇政策を確実に実施し、力を入れて新興産業を育成し、小規模・零細企業の加速的発展を積極的に支援し、社会保険や社会扶助、社会福祉制度をさらに改善し、都市、農村の低所得者層に対する保障レベルを拡大し、就業や基本的な公共サービスの均等化を促進するよう努力すること。
- (三)世論の指導強化。各地区、各部門および関連メディアは、政府あるいは部門のホームページ、ラジオ・テレビ、紙媒体等を通じ、政策の広報・解説を強化し、遅滞無く情報を発表し、思想を統一し、意見を一致させ、良好な世論の雰囲気を作り上げること。

税収等の優遇政策のルール化は全体に関わり、政策性が 強く、多方面に関わる。各地区、各部門は高度に重視し、 大局意識を強く持ち、指導を強化し、周到に手配し、遅滞 無く監督調査を行い、税収等の優遇政策をルール化する



2015年6月30日第142期

抓实、抓好、抓出成效。

国务院

2014年11月27日

業務を着実な成果あるものにしなければならない。

国務院

2014年11月27日

关于贯彻落实国务院清理规范税收等优惠政 策决策部署若干事项的通知 财预(2014)415号

各省、自治区、直辖市财政厅(局): 为全面贯彻落实《国务院关于清理规范税收等优惠政策的通知》(国发(2014)62号,以下简称《通知》),充分发挥省、市、县级财政部门作为牵头单位的组织协调作用,推动各地建立健全长效管理机制、开展专项清理等工作,现就有关事项通知如下:

一、准确把握《通知》的政策内涵 根据《通知》精神,税收等优惠政策是指地 方和部门对特定企业及其投资者(管理者) 等,在税收、非税等收入和财政支出等方面 实施的优惠政策。清理规范税收等优惠政策, 就是要通过明确政府和市场的边界,规范市 场秩序,维护市场统一,减少政府对市场行 为的过度干预,切实提高资源配置的效率。 地方各级财政部门要深刻领会清理规范税收 等优惠政策的重要性,清醒认识违法违规制 定税收等优惠政策的危害,准确把握《通知》 的指导思想、主要原则和基本内容,将清理 规范税收等优惠政策作为当前和今后一个阶 段的重点工作,并把握好以下几个关键:

- (一)违法违规的优惠政策自《通知》印发 之日即 2014 年 12 月 1 日起一律停止执行, 并发布文件予以废止。
- (二)没有法律法规障碍的优惠政策,若确 需保留的,可在充分说明理由、提出政策期

国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化する方針を 貫徹して実施することについての若干事項の通知 財預[2014]415 号

各省、自治区、直轄市財政庁(局)

『国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化することについての通知』(国発[2014]62 号、以下略称『通知』)を全面的に貫徹して実施し、省、市、県級財政部門の先導組織としての統制・調整作用を十分に発揮し、各地での健全かつ長期的に有効な管理体制の構築、特定項目の整理等の業務の展開を推進するため、ここに関連事項について以下の通り通知する。

一、『通知』の政策内容の正確な把握

『通知』の精神に基づき、税収等の優遇政策は、地方と部門が特定企業やその投資者(管理者)等に対し、税収や非税等収入、財政支出等の方面において実施する優遇政策を指す。税収等の優遇政策の整理・ルール化とは、政府と市場の境界を明確にすることを通じ、市場秩序をルール化し、市場統一を保護し、政府の市場行為に対する過度の干渉を削減し、適切に資源配置の効率を高めることである。地方各級財政部門は、税収等の優遇政策を整理・ルール化する重要性を深く理解し、法規に違反して税収等の優遇政策を制定する場合の危害をはっきりと認識し、『通知』の指導方針、主要原則と基本内容を正確に把握し、税収等の優遇政策を整理・ルール化することを当面および今後の一段階の重点業務とし、あわせて以下の複数のキーポイントをしっかりと把握すること。

- (一)法規に違反している優遇政策は『通知』公布日すなわち2014年12月1日から一律に執行を停止し、あわせて公布文書は廃止する。
- (二)法律法規上に障害の無い優遇政策は、留保が必要な場合、理由を十分に説明し、政策期限の提案を提出した上



2015年6月30日第142期

限建议的基础上暂时继续执行,由省级人民 政府报财政部审核汇总后专题请示国务院, 并依据国务院审定的处理意见执行;本地区 未提出保留建议的,或国务院未批准保留的, 一律发布文件予以废止。

(三)今后新制定税收等优惠政策,需按照统一的政策制定权限执行。除依据专门税收法律法规和《中华人民共和国民族区域自治法》规定的管理权限外,各地区一律不得自行制定税收优惠政策;严禁违反法律法规和国务院文件(含经国务院批准有关部门发布的文件,下同)规定,对企业减免或缓征行政事业性收费、政府性基金和社会保险缴费;未经国务院批准,不得对企业规定财政优惠政策。

二、建立健全长效管理机制

经过专项清理后保留的优惠政策,以及今后新制定的优惠政策,一律纳入长效机制统一管理。省、市、县级财政部门要按照《国务院关于深化预算管理制度改革的决定》(国发〔2014〕45号〕和《通知》要求,会同有关部门,结合本地区实际情况,以税收等优惠政策管理制度化、规范化、程序化为目标,建立健全税收等优惠政策管理的长效机制,实现对税收等优惠政策的全过程管理。

- (一)建立评估和退出机制。在定期评估税 收等优惠政策执行情况的基础上,认真研究 提出取消、调整和延续等处理意见,其中拟 调整和延续的由省级人民政府报财政部审核 汇总后专题请示国务院。
- (二)建立清单制度。除涉及国家秘密和安全的事项外,税收等优惠政策的制定、调整或取消等信息,应当在信息生成后20个工作日内形成目录清单,通过财政部门和有关部

で一時的に継続して執行することができ、省級人民政府が 財政部に報告し、審査をとりまとめた後、特定の問題につい て国務院に伺いを立て、あわせて国務院が審査決定した処 理意見に基づき執行すること。当該地区が留保提案を提出 していない場合、あるいは国務院が批准せず留保している 場合、一律に公布文書は廃止する。

(三)今後新たに制定する税収等の優遇政策は、統一された政策決定権に基づいて実施しなければならない。専門的な税収法律法規と『中華人民共和国民族区域自治法』が規定する管理権限に基づくものを除き、各地区は一律に自ら税収優遇政策を制定してはならない。法律法規と国務院文書(国務院の批准を経て関連部門が公布した文書を含む、以下同様)の規定に違反し、企業に対して行政事業性の料金や政府系基金、社会保険料の徴収を減免あるいは猶予することは厳禁とする。国務院の批准を経ずに、企業に対して財政優遇政策を規定してはならない。

二、健全で長期的に有効な管理体制の構築

特定項目の整理を経た後に留保された優遇政策、および 今後新たに制定される優遇政策は、一律に長期的に有効 な体制に組み込み、統一管理すること。省、市、県級財政 部門は『国務院の予算管理制度改革を深化させることにつ いての決定』(国発[2014]45 号)と『通知』の要求に基づき、 関連部門と共同で、当該地区の実際の状況と結びつけ、税 収等の優遇政策の管理制度化、ルール化、ルーティン化を 目標とし、健全な税収等の優遇政策管理の長期的に有効 な体制を構築し、税収等の優遇政策の全過程についての 管理を実現すること。

- (一)評価と廃止体制の構築。税収等の優遇政策執行状況を定期的に評価した上で、廃止、調整と延長等の処理意見を真剣に検討して提出し、そのうち調整と延長を計画したものは、省級人民政府より財政部に報告し、審査を取りまとめた後、特定の問題について国務院に伺いを立てること。
- (二)リスト制度の構築。国家機密と安全に関わる事項を除き、税収等の優遇政策の制定、調整あるいは廃止等の情報は、情報作成後 20 営業日以内に目録を作成し、財政部門と関連部門のホームページの専門コーナーを通じて、すべ



2015年6月30日第142期

门门户网站的专门板块,完整向社会公开。

(三)建立举报制度。明确受理、核查、处理、协调、督办、移送、答复、统计和报告办法,并在门户网站设立举报专区、设置举报电话,方便各方力量举报违反规定出台或继续实施税收等优惠政策行为。

(四)建立考评监督和责任追究机制。每年 定期检查下级政府和本级部门税收等优惠政 策管理情况,提交同级组织部门,并抄送上 级财政部门;对检查中发现的问题要转请有 关部门按职责分工及时查处纠正,并提请同 级监察或司法部门依法追究责任人的责任。

(五)完善财政管理制度。强化预算约束,严格审核对企业及其投资者(或管理者)的各项补助支出,凡超越相关法律法规规定和国务院文件规定范围、标准、期限或未经国务院批准的,一律不得列入财政预算。用于支持企业的财政资金,均应制定资金管理办法,明确规定政策对象、补助标准、资金使用方向和政策期限,并公开资金管理办法、分配办法和分配结果。要在本行政区域内实施统一的按税种(含行政事业性收费、政府性基金等)、按比例分享的政府间财政收入分配体制,制定计划逐步取消对部分区域实施的地方级财政收入全留或增量返还等政策,对确需支持的地区通过规范的转移支付制度给予支持。

三、清理现有税收等优惠政策的具体安排 省、市、县级财政部门要会同税务等有关部 门开展专项清理,认真排查本地区自行制定 出台的税收等优惠政策,对各类文件载体, 特别是与企业签订的合同、协议、备忘录、 会议或会谈纪要以及"一事一议"形式的请 示、报告和批复等进行全面梳理,确保没有 遗漏。在此基础上对 2014 年 12 月 1 日前出 て社会へ公開しなければならない。

(三)通報制度の構築。受理、審査、処理、調整、監督、移送、回答、統計、報告方法を明確にし、あわせてホームページに通報専門ページを設置し、通報電話を設置し、各方面が税収等の優遇政策を規定に違反して公布する、あるいは継続実施する行為を通報しやすくすること。

(四)審査監督と責任追及体制の構築。毎年定期的に下級政府と本級部門の税収等の優遇政策管理状況を検査して、同級組織部門に提出し、あわせて上級財政部門に副本を送付する。検査中に発見した問題については関連部門に転送して、職責に基づき分担し、遅滞無く調査して是正を求め、あわせて同級監察あるいは司法部門に法に則って責任者の責任を追及するよう具申すること。

(五)財政管理制度の改善。予算制限を強化し、企業およびその投資者(あるいは管理者)に対する各補助支出を厳格に審査し、関連する法律法規の規定と国務院文書規定の範囲、基準、期限を超える場合、あるいは国務院の批准を経ていない場合、一律に財政予算に組み入れてはならない。企業支援に用いる財政資金については、全て資金管理弁法を制定し、政策対象、補助基準、資金の用途と政策期限を明確に規定し、あわせて資金管理弁法、分配弁法と分配結果を公開しなければならない。当該行政区域内で税種(行政事業性の料金、政府系基金等を含む)や比率に応じて分配する統一された政府間の財政収入分配体制を実施し、計画を制定し、徐々に一部区域で実施している地方級財政収入の全部留保あるいは増額還付等の政策を廃止し、確実に支援が必要な地区に対してルール化された移転支払制度を通じて、支援を与えること。

三、現在の税収等の優遇政策を整理する具体的手配省、市、県級財政部門は税務等関連部門と共同で特定項目の整理を展開し、当該地区が自主的に制定し公布した税収等の優遇政策を真摯に調査し、各種文書の体裁について、特に企業と締結し署名した契約、合意、備忘録、会議あるいは会談の概要および"一事一議"形式の伺い、報告と回答等は全面的な整理を行い、漏洩が無いことを確実に保証すること。これを基礎として2014年12月1日以前に公布



2015年6月30日第142期

台的现行优惠政策,按照税收收入、非税收入、社会保险缴费、财政支出、财政体制、 其他优惠政策等 6 种情形,分类填报清理情况表(样式详见附件 1-6),报本级人民政府 批准后,报上级财政部门备案。

上级财政部门要依据国家相关法律法规、国务院有关文件和下级财政部门报备的清理方案,对下级财政部门开展的清理工作进行验收。对省以下各级财政部门的验收工作,应于2015年3月15日前完成。

各省级财政部门应当全面总结本省(区、市)专项清理工作情况,代拟清理情况报告,呈请省级人民政府于 2015 年 3 月底前报财政部。清理情况报告需包括以下内容:一是对清理规范税收等优惠政策重大意义的认识;二是 2014 年全省(区、市)税收等优惠政策基本情况;三是专项清理和验收工作的具体部署、典型做法,以及工作中遇到的主要困难和问题等;四是专项清理工作成果;五是建立健全长效管理机制的工作安排或进展;

六是建议保留的优惠政策具体情况说明。

四、切实加强组织领导

省、市、县级财政部门要充分发挥牵头单位的组织协调作用,切实加强与相关部门的沟通和配合,尽快按程序建立本地区工作机制,抓紧制定工作规则和工作方案,明确工作要求、责任单位、完成时限和考核办法,形成统一领导、分工协作、部门联动、齐抓共管的工作格局,全力推进《通知》的落实工作。要会同有关部门积极开展政策解读、组织业务培训,引导和帮助基层干部正确理解、准确把握政策,消除思想误区,树立全国一盘棋的工作理念,确保政策措施执行到位。要广泛听取基层干部、群众和企业的意见,积极研究解决工作中的重点、难点问题,指导

していた現行の優遇政策については、税収収入、非税収入、社会保険料納付、財政支出、財政体制、その他優遇政策等の6種の状況に応じて、分類し整理状況表(附属資料1-6参照)に記入し、本級人民政府に報告し批准を受けた後、上級財政部門に報告して備案(届出)する。

上級財政部門は国家の関連法律法規、国務院関連文書と下級財政部門が報告した整理計画に基づき、下級財政部門が展開した整理業務について検査を実行すること。省以下の各級財政部門に対する検査業務は2015年3月15日以前に完了させなければならない。

各省級財政部門は当該省(区、市)の特定項目整理業務の 状況を全面的に総括し、整理状況の報告を代わりに行い、 省級人民政府に対して2015年3月末までに財政部へ報告 するよう申請しなければならない。整理状況報告には以下 の内容を含めること:

- 一、税収等の優遇政策を整理・ルール化することに関する 重大な意義の認識
- 二、2014年全省(区、市)の税収等の優遇政策基本状況 三、特定項目の整理と検査業務の具体的アレンジ、典型的 実施方法、および業務中に発生する主な難題および問題 等
- 四、特定項目整理業務の成果
- 五、健全で長期的に有効な管理体制を構築する業務の計 画あるいは進展
- 六、留保を提案する優遇政策の具体的状況の説明

四、適切な指導組織強化

省、市、県級財政部門は先導組織としての統制・調整作用を十分に発揮し、関連部門との意思疎通や協力を着実に強化し、迅速にフローに基づき当該地区の業務体制を構築し、業務規則や業務計画をしっかりと制定し、業務要求、責任主体、完了期限および評価方法を明確にし、統一的な指導、分業協力、部門連動、同時に取り組み管理する業務構造を形成し、『通知』の実施業務を全力で推進すること。関連部門と共同で積極的に政策分析、組織業務の研修を展開し、現場の幹部が政策を正確に理解し、正確に把握するよう指導と援助を行い、思想の誤解を取り除き、全国一律の業務理念を確立し、政策措置の執行が予定水準に達することを確実に保証すること。現場の幹部、群衆および企業の意見を幅広く聴取し、積極的に業務の重点、難題を研究し



2015年6月30日第142期

基层积极妥善化解矛盾,确保清理规范税收 等优惠政策工作在基层平稳有序开展。

要正确引导社会舆论,采用灵活多样的形式 宣传《通知》的重大意义、基本内容及主要 措施,争取各方对清理规范税收等优惠政策 的理解和支持, 营造良好的舆论氛围, 使这 项工作得到绝大多数人的拥护,确保社会和 谐稳定。

清理规范税收等优惠政策事关全局, 意义重 大,影响深远。省、市、县级财政部门要高 度重视,认真组织开展工作,确保如期完成 《通知》确定的各项任务,为完善社会主义 市场经济体制、建设统一市场体系做出更大 贡献。

财政部

2014年12月22日

国务院关于税收等优惠政策相关事项的通知 国发〔2015〕25号

各省、自治区、直辖市人民政府,国务院各 部委、各直属机构:

现就《国务院关于清理规范税收等优惠政策 的通知》(国发〔2014〕62 号)中涉及的相 关事项通知如下:

- 一、国家统一制定的税收等优惠政策, 要逐 项落实到位。
- 二、各地区、各部门已经出台的优惠政策, 有规定期限的,按规定期限执行:没有规定 期限又确需调整的,由地方政府和相关部门 按照把握节奏、确保稳妥的原则设立过渡期, 在过渡期内继续执行。

て解決し、現場が積極的かつ適切に矛盾を取り除くよう誘 導し、税収等の優遇政策業務の整理・ルール化が現場に おいて平穏に秩序だって展開されることを確実に保証する こと。

社会世論を正確に導くには、臨機応変に多種多様な形式 を採用して『通知』の重大な意義、基本内容および主要措 置を官伝し、各方面の税収等の優遇政策を整理・ルール化 することに対する理解と支持を得られるように努め、良好な 世論の雰囲気を形成し、この業務に対する多数の人々の支 持が得られるようにして、社会の調和と安定を確実に保証す ること。

税収等の優遇政策の整理・ルール化は全体に関わり、意義 が重大で、影響が大きい。省、市、県級財政部門は高度に 重視し、真摯に業務を組織展開し、期日どおりに『通知』で 確定した各種任務を完了することを確実に保証し、社会主 義市場経済体制の改善、統一市場体系の建設のため、更 なる貢献を行うこと。

> 財政部 2014年12月22日

国務院の税収等の優遇政策の関連事項についての通知 国発[2015]25 号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委員会、各直 属機構:

ここに『国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化する ことについての通知』(国発[2014]62 号)において言及して いる関連事項について以下の通り通知する。

- 一、国家が統一的に制定した税収等の優遇政策は、一つ 一つ着実に実施すること。
- 二、各地区、各部門が既に打ち出している優遇政策につい ては、規定した期限がある場合、規定期限に基づき執行す る。規定した期限が無く調整が必要な場合、地方政府と関 連部門は進度の把握、安定性の確保という原則に基づいて 移行期を設定し、移行期間内は執行を継続すること。



2015年6月30日第142期

三、各地与企业已签订合同中的优惠政策,继续有效,对已兑现的部分,不溯及既往。

四、各地区、各部门今后制定出台新的优惠政策,除法律、行政法规已有规定事项外,涉及税收或中央批准设立的非税收入的,应报国务院批准后执行;其他由地方政府和相关部门批准后执行,其中安排支出一般不得与企业缴纳的税收或非税收入挂钩。

五、《国务院关于清理规范税收等优惠政策的通知》(国发〔2014〕62 号〕规定的专项清理工作,待今后另行部署后再进行。

国务院 2015年5月10日 三、各地が企業と既に契約を締結し署名している優遇政策 は、引き続き有効である。既に実施している部分について は、過去の部分まで遡及しない。

四、各地区、各部門が今後制定公布する新しい優遇政策は、法律、行政法規が既に規定している事項を除き、税収あるいは中央が批准して設置する非税収入に関連する場合、国務院に報告して批准された後、執行しなければならない。その他については、地方政府と関連部門が批准した後執行し、そのうち支出の手配については一般的に企業が納める税収あるいは非税収入と結びつけてはならない。

五、『国務院の税収等の優遇政策を整理・ルール化することについての通知』(国発[2014]62 号)に規定した特定項目の整理業務は、今後別途アレンジした後に実施する。

国務院 2015年5月10日

【日本語参考訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続き等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

